

令和2年度 第1回包括公開講座

日 時 令和2年12月18日(金) 13:30～14:30
会 場 松江市総合福祉センター4階大ホール

1. 開会あいさつ

2. 公開講座

(1) 「多問題家族への対応」について

まつえ障がい者サポートステーション『絆』	梶谷余裕 様
相談支援事業所さくらの家 相談支援専門員	山本美砂 様
相談支援事業所ねっとわーくしのめ 相談支援専門員	仲井美奈子様

(2) 実地指導の結果について

3. 質疑応答

4. 閉会あいさつ

R2年度 包括公開講座



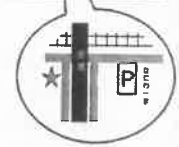
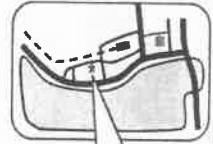
まつえ障がい者サポートステーション絆

1

まつえ障がい者サポートステーション

まつえ
絆

住所 松江市千鳥町70番地
電話番号 0852-60-0400
営業時間 9時～17時
営業日 月曜日～金曜日



2

サポートステーション 絆とは？ (松江市委託事業)

障がいがある人(子ども)やその家族、支援者が安心して相談できる総合相談窓口

総合相談窓口って??

「どうしたらいいんだろう?」と困った事があるのに、どこに相談をしたらいいのかわからない

- ①まずは困りごとを聞きます。
- ②その困りごとを整理して、どうしたら解決する事ができるのかを一緒に考えます。
- ③内容によって、問題解決に必要な支援や機関におつなぎします。



サポートステーション絆の相談体制

- ・市内には相談事業所が20事業所あります。
- ・そのうちの13事業所が絆に加盟しています。
- ・月曜日から金曜日の9時～17時に相談対応しています。
- ・1日1事業所と社協の職員が相談を輪番で対応しています。

(令和2年4月現在) 4

基本相談支援とは・・・

障がいのある人の生活等に関する様々なニーズや課題について、障がいのある人や家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障がい福祉サービスの利用支援等を行うほか、権利擁護のために必要な援助を行う。

→いわゆる一般的な相談

地域相談支援とは・・・

- 精神科病院に長期入院している方（1年以上を原則に市町村が認める人）や障害者支援施設等している方の地域生活移行を促進するとともに、単身者や地域生活が不安定な人（家族との同居から一人暮らしになるなど）などに対し、24時間の相談支援体制や緊急対応等による地域定着を図る。

基本相談支援 + 地域相談支援



一般相談支援事業（都道府県が指定）

計画相談支援とは・・・

障がい者の望む自立した生活を支援していくために、課題の解決やニーズを充足するのに必要なサービス利用をしていく際に、ケアマネジメントをしていく。

○サービス利用支援

福祉サービス支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後にサービス事業者等と連絡調整等を行うとともにサービス等利用計画を作成する。

○継続サービス利用支援

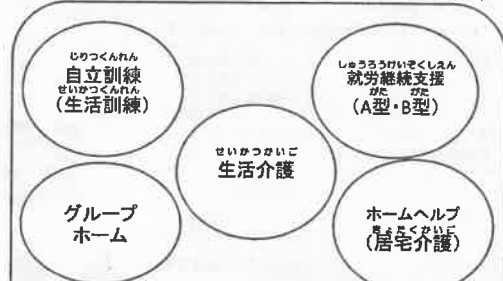
モニタリングといわれるもの。サービス利用者に適切にサービスが提供されているか、サービスの量や内容がニーズにあっているかなどを定期的に確認する。

基本相談支援 + 計画相談支援

↓
特定相談支援事業（市町村が指定）

しやう
障がい福祉サービス

障がい福祉サービス（障がい者総合支援法）



※他にも施設入所支援や短期入所などたくさんのサービスがあります。
※児童福祉法に基づいた障がい児通所サービスもあります。

しょう かくし
障がい福祉サービス

障がい福祉サービスの対象者

【身体障がい】
身体障がい者手帳を所持する方

【知的障がい】
※いずれかに該当
①療育手帳を所持する方
②児童相談所または知的障がい若年生相談所で知的障がいと認定された方

【精神障がい】 ※いずれかに該当
①精神障がい者保健福祉手帳を所持する方
②自立支援医療受給者証（精神通院医療）を所持する方
③精神障がいを理由とする年金や特別障がい給付金を受給している方
④医師により精神障がいと診断された方

【難病等患者】
※いずれかに該当
①特定疾患医療受給者証を所持する方
②医師により指定難病と認められた方

しょう かくし
障がい福祉サービス

障がい福祉サービス利用までの流れ①

相談・申請

市の障がい福祉担当課、相談支援事業所、またはサポートステーション等に相談します。相談の結果、サービスが必要な場合は、市に申請します。

障がい支援区分の調査・審査・判定

市の認定調査員が訪問し、障がいの状況について調査を行います。調査の結果を基に、審査会で審査・判定が行われます。判定にあたり医師の意見書を取り寄せる必要があります。
※難病・難病系のサービスのみの場合は、医師の意見書は必要ありません。
審査会では「障がい支援区分」が決まります。区分は、非該当、「1」～「6」に分かれます。数字が大きいほど、支援の必要度が高くなります。

しょう かくし
障がい福祉サービス

障がい福祉サービス利用までの流れ②

サービス等利用計画の作成・支給決定

相談支援事業所と一緒に「サービス等利用計画」を作成し、市に提出します。市はそれらを踏まえて、サービスや支給量等を決定し、受給者証を交付します。
「サービス等利用計画」とは、これからの暮らしの希望、今、困っていること、どんな福祉サービスを利用したいかなどをまとめた計画書です。

事業者と契約・サービス利用開始

支給が決定したら、サービスを利用する事業者を選択し、サービス利用に関する契約を結びます。そしてサービスの利用を開始します。

松江市の状況

松江市の手帳所持数（平成30年3月31日現在）

●身体障がい者手帳（1級～6級）	8,500人	●身体障がい者うち肢体不自由	4,566人
		視覚障がい	529人
		聴覚障がい	950人
●療育手帳（A・B）	2,137人	●知的障がい者	
●精神障がい者保健福祉手帳（1級～3級）	2,074人		

参考：松江市全人口（平成30年3月31日現在） 202,965人

多いのは…



例えば…

どんな相談が来るの？

- 福祉サービスの利用
- 障がいや症状理解
- 就労
- 家計・経済



- 障がいや病気があっても働けますか？
- 自分に合った働き方をしたい
- 放課後、障がいがある子どもが過ごす場所がありますか？
- 自分が困ったときに相談する場所がほしい。
- お金の管理が難しいのですが、どうしたらよいですか？
- 親亡き後、残される障がいのこどもの将来について相談したい
- 近所の方が困っているようだけど、なにか使えるサービスないか
- 日々の暮らしの中で、生活のしづらさがある
- 最近あそこの家の子どもの見かけない。両親が困っているようだ
- 家を出て、一人暮らしをしたい。

など 17

地域で暮らしている人の中には…

- 明らかに障がいがあるとわからない方でも、困難さを抱えている方はいます。
- その困難さは時間がたつにつれて、深刻化、長期化、重度化していく可能性があります。

地域に潜む3つの壁

①意識の壁

- ・誰にも迷惑をかけたくない
- ・自分には関係ない

②情報の壁

- ・様々な情報が必要な方に届いていない
- ・情報を知らないということを知らない

③制度・サービスの壁

- ・サービスが足りない。内容が不十分

18

こうした3つの壁をなくしていくためには？
早期発見・早期対応が必要です

少しでも

「このお家は様子がおかしいな？」

「困っているかな？」

と思う人がいたら…

ぜひ サポートステーション絆

最寄りの窓口・事業所

松江市社会福祉協議会(ふくしなんでも相談)

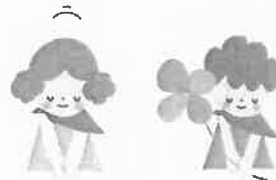
地域包括支援センター

地域福祉課 地区担当

へつないでください！！

19

皆さんも、障がいに関すること等どうぞお気軽に絆にご相談ください。



ご清聴ありがとうございました

The first part of the document discusses the importance of maintaining accurate records of all transactions. It emphasizes that every entry should be supported by a valid receipt or invoice. This ensures transparency and allows for easy verification of the data.

In addition, it is noted that the records should be kept for a minimum of five years. This is a legal requirement in many jurisdictions and helps in the event of an audit or a dispute.

The second part of the document provides a detailed overview of the company's financial performance over the last fiscal year. It includes a summary of the income statement, balance sheet, and cash flow statement.

The income statement shows a steady increase in revenue, primarily driven by the expansion of the product line. However, there has been a corresponding increase in operating expenses, which has resulted in a slight decrease in net profit.

The balance sheet indicates that the company's assets have grown significantly, particularly in the form of property, plant, and equipment. This is a result of the capital expenditures made during the year.

Finally, the document concludes with a section on future outlook. The management team is optimistic about the company's prospects for the coming year, citing the strong demand for their products and the planned expansion into new markets.

They also mention that the company is committed to maintaining its high standards of financial reporting and transparency.

松江市内の相談支援事業所

●利用者の暮らしを支援するプラン(サービス等利用計画)を作ることができる市内事業所の一覧表です。

【計画の対象者】障がい、福祉サービスを利用する「障がい者」「障がい児」

【計画の作成者】指定特定相談支援事業所に所属する「相談支援専門員」

【計画を作成するタイミング】サービス利用を始めるとき、サービス利用を継続するとき、サービス内容を変更するとき

【計画を作成する費用】利用者の自己負担はありません。

令和2年6月1日

No.	事業所の名称及び所在地	連絡先	対象者	障がいの種類	事業所の特徴
1	アクティブ きたほり 松江市北堀町48番地	TEL:26-2222 FAX:26-2141	障がい者(18歳以上) 障がい児(18歳未満)	精神障がい	精神障がいのある方、又はそのご家族の方々が地域で安定した楽しい生活を送られるよう支援します。
2	相談支援事業所 ジョイ 松江市石橋町225番地	TEL:59-2331 FAX:59-2332	障がい者(18歳以上) 障がい児(18歳未満)	身体障がい 知的障がい 精神障がい	私たちの日常や人生は、一人では解決できないことが山ほどあります。私どもの支援事業所は、心身機能障がい当事者をはじめ、皆さんと一緒に専門家の方々(福祉相談員、医療関係者、医師、看護師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士、ヘルパー等)の知恵と力を得ながら、安心して地域で暮らしていただけることを目指していきます。
3	四ツ葉園 ハローネット 松江市古志町1551番地4	TEL:36-6440 FAX:36-6440	障がい者(18歳以上) 障がい児(18歳未満)	身体障がい 知的障がい 精神障がい	発達障がい、知的に障がいのある方の相談支援を長年行ってきました。新たに身体障がいの方や高次脳機能障がいの方の相談支援も行います。障がいのある方が地域で楽しく自立した生活ができるように応援していきます。
4	東部島根医療福祉センター 松江市東生馬町15番地1	TEL:36-8011 FAX:36-8992	障がい者(18歳以上) 障がい児(18歳未満)	身体障がい 知的障がい 精神障がい	相談の多くは障がいのあるお子さんをお持ちの保護者さんからです。子どもさんの成長を見守り、ご家族が楽しく子育てができるようお手伝いをしていきたいと思っています。
5	相談支援事業所 よもぎ 松江市黒田町30番地4	TEL:65-0586 FAX:59-5219	障がい者(18歳以上)	身体障がい 知的障がい 精神障がい	当事業所では精神障がい、知的障がいや「てんかん」のある方を中心に医療機関、福祉施設、行政などと密接に連携を取りながら、ひとりひとりの特性にあった相談支援を行っていききたいと考えています。
6	相談支援事業所 山の花 松江市西法吉町35-20	TEL:31-8087 FAX:21-8087	障がい者(18歳以上)	身体障がい 知的障がい 精神障がい	障がいのある方が、地域で安心してその人らしい暮らしを送ることができるよう、相談支援を行ってまいります。
7	相談支援事業所 くれよんハウス 松江市学園二丁目15番18号	TEL:67-6796 FAX:67-6797	障がい児(18歳未満)	障がい児	子ども達の幼児期から学童期の育ちに関わっています。障がいのあるお子さんやその家族の方の気持ちに寄り添い、家庭や地域で安心して暮らせるよう、支援をしていきたいと考えています。
8	千高福祉 ひまわり 松江市下東川津町63番地5	TEL:24-8807 FAX:24-8808	障がい者(18歳以上) 障がい児(18歳未満)	身体障がい 知的障がい 精神障がい	「あなただけの生き方を支援し続けます」を理念として生活全般の相談を受けたまわります。
9	山陰家庭学院 みのりの家 松江市学園1丁目6番38号	TEL:33-7177 FAX:67-1690	障がい者(18歳以上) 障がい児(18歳未満)	知的障がい	当法人は障がいのある方の地域生活を支えるため、各ライフステージを通じて見者一貫したサービス提供に努めています。相談支援事業所「みのりの家」は「こんせつ・ていねい」をモットーに、他事業所との連携を図りながら適切な相談支援を行っています。
10	相談支援事業所 若草園 松江市内中原町192番地1	TEL:24-6725 FAX:24-6726	障がい者(18歳以上)	身体障がい 知的障がい 精神障がい	ご本人の思いを丁寧に汲み取り、自分らしく安心して生活して頂けるようお手伝いさせていただきます。そして、親しみのある雰囲気でもご相談頂けるよう努めます。

松江市内の相談支援事業所

No.	事業所の名称及び所在地	連絡先	対象者	障がいの種類	事業所の特徴
11	厚生センター相談支援事業所 松江市上乃木7丁目-1-28	TEL:60-0560 FAX:27-3850	障がい者(18歳以上)	身体障がい 知的障がい 精神障がい	身体障がいの方を中心に随時各障がいについても相談をお受けしています。障がいのある方が地域で安心して暮らせるよう支援をいたします。
12	相談支援事業所 やましろ 松江市山代町1001番地	TEL:61-5161 FAX:28-2121	障がい児(18歳未満)	障がい児	「児童発達支援センターやましろ」と共に「つわぶきこども園」も併設されています。主に就学未満児の相談を受けています。保護者の方やお子さんの気持ちに寄り添い、安心して楽しく家庭や地域生活が送れるよう、支援していきたいと思えます。
13	相談支援事業所 ねくすと 松江市山代町934番地10	TEL:21-5080 FAX:21-2829	障がい者(18歳以上) 障がい児(18歳未満)	身体障がい 知的障がい 精神障がい	知的障がいの方を中心に、声なき声にも耳を傾けながら、関係機関との連携を密にして、どなたにも明るく希望の持てる人生が送っていただけるよう支援をしていきます。
14	相談支援事業所 ビ・フレンジン 松江市大庭町1461番地3	TEL:23-4111 FAX:23-4112	障がい者(18歳以上)	身体障がい 知的障がい 精神障がい	従来、精神障がいの相談支援を中心にやってきました。3障がいの取り組みを始めました。心の声に耳を傾ける努力をしております。
15	相談支援事業所 さくらの家 松江市東急部町3173番地1	TEL:33-2322 FAX:33-2688	障がい者(18歳以上) 障がい児(18歳未満)	身体障がい 知的障がい 精神障がい	「ひとりどりが主人公」「いきいきと街のなかで」ということを大切に、障がいのある方が地域で安心して暮らしていけるようお手伝いをしていきます。
16	さくらんぼ 松江市島根町大芦2328番地1	TEL:050-5205-8242 FAX:050-5205-8242	障がい者(18歳以上)	身体障がい 知的障がい 精神障がい	家庭的な雰囲気の中で、本人と家族が地域で安心して暮らしていけるように、きめ細やかな思いやりのある生活相談・支援をいたします。
17	指定相談支援事業所しのめ 松江市東出雲町揖屋1134番地1	TEL:61-2121 FAX:52-7080	障がい者(18歳以上)	身体障がい 知的障がい 精神障がい	身体・知的・精神・難病等、幅広く相談を受けています。住み慣れた地域安心して、希望する生活が送られることを目標に、関係機関(行政、サービス提供事業所、医療機関等)と連携しながら、お気持ちに寄り添いながら相談支援をさせていただきます。
18	相談支援センター わこう 松江市東出雲町下意東3148番地1	TEL:080-1920-0500 FAX:52-7335	障がい者(18歳以上)	身体障がい 知的障がい 精神障がい	地域に根ざした福祉をモットーに、皆様の生活に寄り添う相談支援に努めます。
19	サポートセンターまがたま荘 松江市玉湯町玉造1649番地1	TEL:62-2535 FAX:62-2586	障がい者(18歳以上) 障がい児(18歳未満)	身体障がい 知的障がい 精神障がい	母体となる障害者支援施設まがたま荘は、3障がい全てでの受け入れをしており、また重度の障がい者への対応も行っています。相談支援に關してもその経験を生かした対応を実施します。
20	ねっとわーく しのめ 松江市穴道町西來待2074番地1	TEL:66-7782 FAX:66-7773	障がい者(18歳以上) 障がい児(18歳未満)	視覚障がい 知的障がい	当事業所は、主に知的障がい並びに視覚障がいの方の生活のお手伝いを行っています。他の専門機関とも連携しながら、ご本人がいきいきと生活できる計画作りをさせていただきます。お気軽にご相談ください。

■ まつえ障がい者サポートステーション「絆」

○ 障がいのある方や家族が安心して相談していただける総合窓口です。サービス利用のこと、生活のこと等でわからないこと、困ったことがありましたらご相談ください。

場所:松江市千鳥町70 松江市総合福祉センター3階 TEL:60-0400 FAX:21-4001

開所日:月曜日から金曜日 ※土・日曜日、祝日、年末年始は休所。 開所時間:9時~17時

平成30年4月の介護報酬改定で、 以下の①②についてケアマネジャーに義務付けられました。

①利用者が医療系サービスの利用を希望している場合などは、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めることとされているが、この意見を求めた主治医等に対してケアプランを交付することを義務づける。

②訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際にケアマネジャー自身が把握した利用者の状態等について、ケアマネジャーから主治医等に必要な情報伝達を行うことを義務づける。

①について、松江市在宅医療・介護連携支援センターへ、ケアマネジャーの対応について相談が挙がっているようですので、周知させていただきます。

義務付けの目的は？ …… 平時からの医療機関との連携促進

ケアマネの対応は？ …… ケアマネジャーに交付義務がありますが、医師に受け取りや保管の義務はないため、事業所において交付した事実が支援経過などに記載してあればよい。

* 今一度確認しましょう…医療機関との連携 *

私たちケアマネジャーは、日ごろのケアマネジメント業務において、さまざまな場面で医療機関(かかりつけ医)との連携が必要です。

◎医療系サービス導入の際 ◎住み替え(施設、サ高住)の際 ◎変更申請検討の際

その他、日々の状態変化に応じた対応はもちろんのことでしょ

医師(かかりつけ医)との連携場面のポイントをきちんと理解し、実践していくことが求められています。ケアプランの交付義務について各事業所での対応を再度確認しておきましょう!!

☆こんな相談をいただいています☆
 ~これまでに対応した相談事例の一部を紹介~



TEAM



Q:「介護医療院」について、どんなものかわからないので、何か資料を提供してもらえないか。

A:厚労省の資料を送付。詳細については、インターネットなどで、資料があることを情報提供した。松江市では、昨年10月より松江記念病院が介護療養病床より転換し、宇賀のつばさ(56床)が開設された。

Q:施設の空き情報を知るにはどこにその情報があるか。

A:施設の空き情報は、松江市ホームページから各事業所一覧を検索することも紹介する。

松江市総合メニュー > 暮らしのガイド >

健康・福祉・介護 > 介護保険 > お知らせ > 施設等の空き室情報について

Q:訪問診療が可能な開業医のリストはないか?

A:H28年 保健所作成の在宅医療・介護情報ファイルがあるが、最新版はない。リストはないが、島根県医療情報システムで情報を得ることは可能。

Q:ケアマネさんより:利用者さんから「事前指示書」について相談があった。

A:「松江市終活支援ノート」の紹介。利用者さんの希望や状況に応じた「事前指示書」を紹介した。

Q:病院のMSWより、高次脳機能障害がある方に対応できる施設及びサービス事業所はどこがあるか教えてほしい。

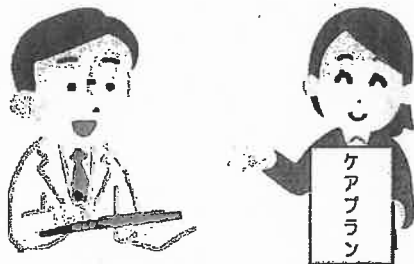
A:対応可能な施設及びサービス事業所を情報提供した。

Q:地域で認知症の勉強会をしたい。講師ができる人を紹介してもらえないか。

A:地域へ出かけて講義ができる専門看護師や認定看護師の情報提供を行う。

Q:介護支援専門員は利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めなければならないとされています。この度平成30年4月の介護報酬の改定で、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際、その計画を主治の医師に交付しなければならないとされましたが、居宅サービス計画を先生にお渡しした場合に受け取りの確認などは必要ですか?

A:介護支援専門員には交付義務はありますが、医師には受け取りや保管の義務はなく、確認までは求められていません。よって、事業所においては交付した事実が支援経過などに記載してあれば十分です。



居宅サービス計画(ケアプラン)の内容

- ・利用者及びその家族の生活に対する意向
- ・総合的な援助の方針
- ・生活全般の解決すべき課題
- ・提供されるサービスの目標及びその達成時期
- ・サービスの種類
- ・内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意事項等

*関係者の皆様からのご相談を受け付けております。お気軽にお電話ください。

包括公開講座に関するアンケート

本日の包括公開講座について、ご意見ご感想をお聞かせください。

研修でとりあげてほしい内容にチェック（複数回答可）の上、具体的な内容があればご記入下さい。

チェック欄	内 容
<input type="checkbox"/>	認知症について
<input type="checkbox"/>	精神疾患
<input type="checkbox"/>	疾患の理解
<input type="checkbox"/>	看取り
<input type="checkbox"/>	成年後見制度
<input type="checkbox"/>	医療制度
<input type="checkbox"/>	生活困窮の方の支援
<input type="checkbox"/>	障がい者の制度・サービス
<input type="checkbox"/>	金銭管理
<input type="checkbox"/>	生活保護制度
<input type="checkbox"/>	医療と介護の連携
<input type="checkbox"/>	施設の概要
<input type="checkbox"/>	インフォーマルサービス

具体的なご要望をご記入下さい。

FAX 21-5377 中央地域包括支援センター宛 （送信票は不要です）

